監　査　報　告　書

令和８年５月27日

学校法人黒木学園
　理事長　黒木雄太殿

学校法人　　黒　木　学　園

監　事　　　　

監　事　　　　

私たちは、学校法人黒木学園の監事として、私立学校法第５２条に基づいて同学園の令和７年度（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）における事業報告、財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、附属明細表）並びに理事の業務執行状況について監査を行いました。

監査の結果、私たちは上記の計算書類は学校法人会計基準（文部省令第１８号）に準拠しており、学校法人黒木学園の令和８年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の収支の状況を適正に表示しているものと認めました。

また、事業報告の内容は法令及び寄附行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めるとともに、理事の業務執行状況に関する不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

以上